

# 一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会 広告取扱要綱

平成26年8月19日理事会決議

改正平成27年8月18日

最近改正令和2年6月18日

## (目的)

**第1条** この要綱は、一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会（以下「本会」という。）の新たな財源の確保を図り、会員サービスを向上するとともに、非営利団体等に周知の機会を提供することを目的とする。

## (広告の種類)

**第2条** 広告の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 会報の配送に際し、会員個人にチラシを同封する広告（以下「折込広告」という。）
- (2) ホームページ掲載広告
- (3) その他広告媒体として活用できる会有資産

## (広告の基本的な考え方)

**第3条** 本会の広告は、社会的に信用度の高く会員に資する情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

2. 次の各号のいずれかに該当するものは、広告取扱いの対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性があるもの
- (5) 宗教性があるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (9) 虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの、事実を誤認するおそれがあるものなど、消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (10) その他本会の性質等に照らし広告を掲載することが適当でないと認められるもの。

## (広告の規格等)

**第4条** 折込広告の規格は原則としてA4版を基準とする。A4版を越える等の広告物については、広告を依頼する者（以下「広告主」という）が、事前にA4のサイズとして規格を統一するものとする。

2. ホームページに掲載する広告の規格や掲載位置等は、本会の指示に従うものとする。

## (広告の手数料)

**第5条** 広告の手数料は、次のとおりとする。

1. 折込広告A4版 1会員当たり 20円（税込み）
2. ホームページ掲載広告は次のとおりとする。
  - (1) 求人広告 1ヶ月当たり 5,000円（税込み）
  - (2) バナー広告 1ヶ月当たり 5,000円（税込み）
  - (3) ホームページ広告 1ヶ月当たり 10,000円（税込み）

3. 非営利団体等は前1項に定める手数料の50%とする。

#### (広告の申込み)

**第6条** 広告を希望する者は、広告申込書(様式1)に必要な事項を記載のうえ、広告見本を添えて、期間内に申し込むものとする。

#### (広告の決定)

**第7条** 前条に規定する申込書の提出を受けたときは、会長、副会長及び事務局長(以下「三役」という)が協議を行ったうえで、会長が決定するものとする。

#### (広告の取消し)

**第8条** 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告等のいずれの手続きを経ずに、広告等を取り消すことができるものとする。

- (1) 広告主が本会の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (3) 指定期日までに広告の物納がないとき。
- (4) 本会の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

2. 前各号の取扱いに関して、本会は賠償の責任を負わないこととする。

#### (広告の取り下げ)

**第9条** 広告主は自己の都合により、広告等を取り下げることができるものとする。

2. 前項の規定により広告等を取り下げる場合は、広告主は書面により、取り下げを広告予定日1週間前までに通知しなければならない。

#### (広告主の責務)

**第10条** 広告主は、広告された内容等にすべての責任を負うものとする。

2. 広告主は、広告内容等について、第三者から異議の申し立てや損害賠償の請求などの行為が行われた場合には、自己責任においてすべてを解決するものとする。

#### (その他)

**第11条** この要綱に定めるもののほか広告に関し必要な事項は、三役が協議を行ったうえで、別に会長が定める。

#### 附則

この要綱は、平成26年8月19日から適用する。

#### 附則

この要綱は、平成27年8月18日から適用する。

#### 附則

この要綱は、令和2年6月18日から適用する。